

写

29消安第4994号  
平成29年12月28日

各関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙のとおり本日付けで改正されましたので御承知願います。本件について、下記の事項に御留意の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底方をお願いします。

記

- 1 バージニアマイシン、硫酸コリスチン及びデコキネートは、来年7月1日の施行に伴い飼料添加物としての指定が取り消されることから、同日以降はこれらを飼料添加物として含有する飼料を販売・授与のために製造・保存する、又は使用することは飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に違反することとなります。  
特に硫酸コリスチンについては、現在飼料添加物として市場に流通していることから、農家が飼料添加物として硫酸コリスチンを含有する飼料を在庫として保存したり、誤って使用することがないように、周知・指導の徹底をお願いします。
- 2 サリノマイシンナトリウムを製造する飼料添加物製造業者及び輸入業者につきましては、別紙を御確認頂き、成分規格及び基準を遵守するようお願いします。